

## 福山駅前再生ビジョンに掲げるエリアマネジメント組織の設立を支援する事業

### ◆目的

駅周辺の公共空間等の利活用に関する計画を事業者などが自ら立案し、実施する取組に対して支援を行うことで、自立したまちづくりの仕組みをつくる

### ◆対象者

まちづくり会社、家守会社など

### ◆補助率

1/2(限度額100万円)

### ◆補助対象の経費

地域住民や観光客等の利便性を高め、まちのにぎわい創出や環境改善に寄与する施設などの整備に係る費用

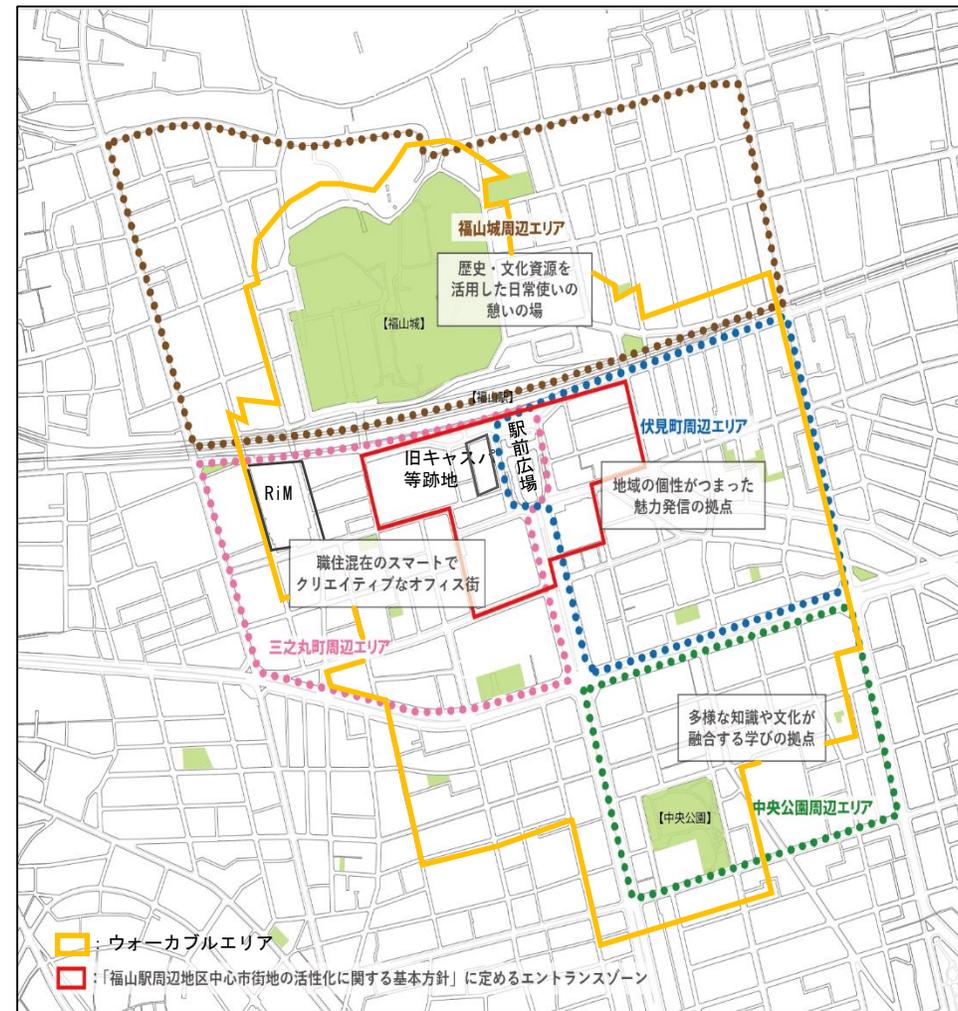
### ◆対象設備

ウォーカブルエリア内にある公園や道路などに設置する都市利便増進施設  
(例:ベンチ, テーブル, 芝生, 自転車ラックなど)

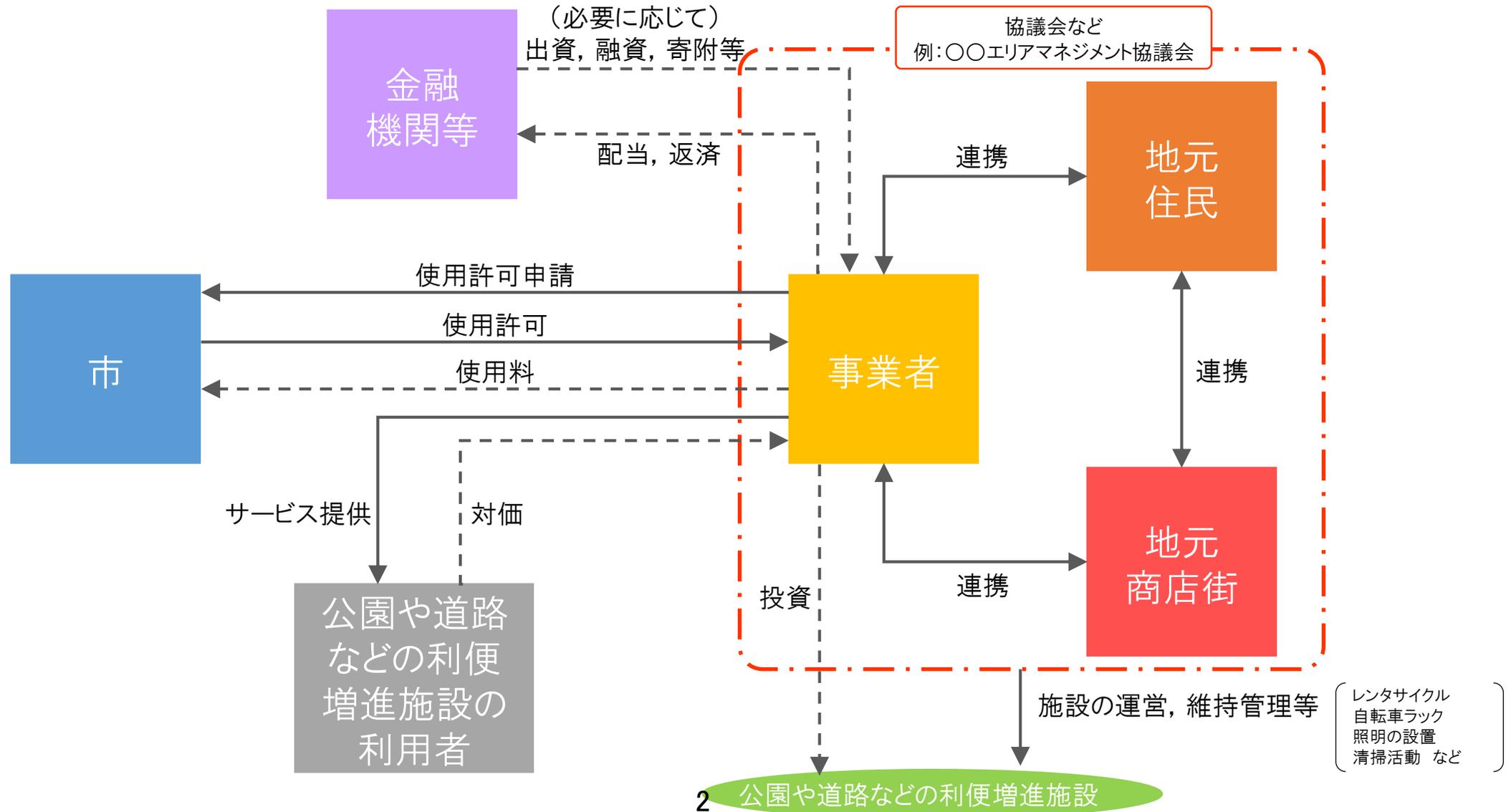
### ◆採択要件

地元の住民・商店街と連携して、まちの環境改善を行うことで駅周辺のエリア価値を高める取組であることなど

## ウォーカブルエリア



# 事業ストラクチャー(案)



# 2019年度公園利活用促進事業の実績

・場所 三之丸公園（三之丸町地内）

・事業概要

三之丸公園を市民の「庭」に見立て、自分の庭のように公園を日常的に使ってもらうきっかけとなる市民参加型の企画を実施し、三之丸公園の今後の有効な活用方法について市民と一緒に創造し検証する。

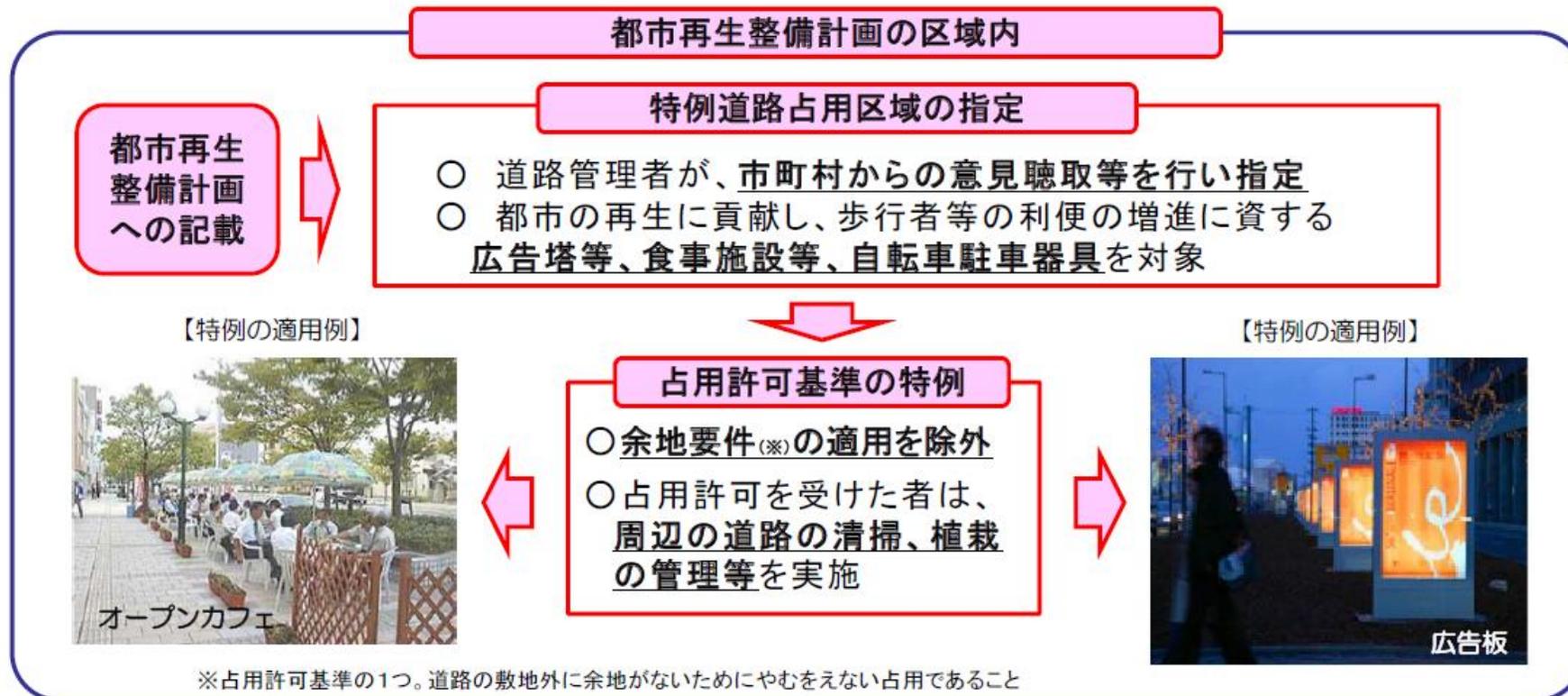


## にぎわい・交流の創出のための道路占用許可の特例

- 都市における道路空間利用のニーズの高まりや厳しい財政事情の中での民間資金の活用の拡大の要請を踏まえ、道路空間のオープン化を推進するため、都市再生整備計画の区域内において道路管理者が指定した区域に設けられる広告塔等、食事施設等、自転車駐車器具の占用許可基準の特例制度を創設。

### ➡ 官民連携による良好な道路空間の創出

- ・ 都市の道路空間の有効利用により、まちのにぎわい・交流の場を創出（新たなビジネスチャンスの創出）
- ・ 民間活力の活用により、財政支出を伴わないインフラの管理を展開



# 道路占用の許可基準の特例の運用

## 【手続きの流れ(概要)】

①都市再生整備計画の記載  
(特措法第46条第10項及び第11項)

⇒ 市町村が都市再生に資する施設等として、食事施設等を都市再生整備計画に位置づけ。その際、道路管理者及び都道府県公安委員会と協議。

②特例道路占用区域の指定  
(特措法第62条第1項から第3項)

⇒ 道路管理者は、道路構造及び道路交通の安全等を勘案し施設等の設置が可能な道路の区域を指定。指定に当たっては、当該区域が都市再生整備計画の趣旨に沿ったものかどうかにつき、市町村の意見を聴取。あわせて、警察署長と協議。

③選定委員会の設置及び提案募集要領の策定

⇒ 道路管理者が主催し、地方公共団体、有識者、都道府県公安委員会等からなる選定委員会を設置し、地域の意向を反映した審査基準となるよう、提案募集要領の検討

④提案の募集及び選定委員会による審議

⇒ 上記要領に基づき、占用主体を公募。選定委員会において、応募者の適格性をチェックするとともに、審査基準に基づき審査

⑤道路占用許可手続(道路法第32条)

⇒ 一般的な許可条件のほか、道路区域への物件の設置が既得権益化しないこと等必要な許可条件を附した上で占用を許可